

# 一般社団法人日本内分泌外科学会専門医制度 地域暫定専門医規則

## 第 1 章 総則

### 第 1 条

一般社団法人日本内分泌外科学会(以下本学会と略記)は、本学会専門医制度の目的を地域に広く充足するため、令和 7 年度まで日本国の医師免許を取得した本学会会員に対する経過措置として、地域暫定専門医規則(以下暫定規則と略記)を施行する。

### 第 2 条

1. 暫定規則は令和 2 年から令和 7 年までの間施行する。ただし、専門医制度委員会および理事会の議を経て、施行の期間を変更することができる。
2. 暫定規則による専門医の認定は令和 2 年から実施する。

## 第 2 章 暫定規則による専門医を選定する委員と委員会

### 第 3 条

1. 暫定規則による専門医を認定する組織は専門医制度本則に準ずるものとし、地域暫定専門医制度委員会(以下本委員会と略記)を兼任する。
2. 暫定委員の任期は、5 年とする。
3. 暫定委員会は、第 8 条に定める業務を行う。
4. 暫定委員に欠員が生じたときは、理事長がその補充を行う。補充によって選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第 4 条

資格認定委員会および専門医制度委員会は次の要項に従って行う。

- ① 委員会の成立は、委員現在数の 2/3 以上とし、文書による委任を認めない。
- ② 議事は出席者の過半数の同意によって決する。可否同数の場合は、委員長がこれを決する。
- ③ 議事録は委員長が作成し、事務局に保管する。

## 第 3 章 暫定規則による専門医の認定

## 第1節 暫定規則による専門医を申請する者の資格

### 第5条

暫定規則による専門医の認定を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

- ① 平成 21 年までに日本国の医師免許を取得し、かつ、医師としての人格および見識を備えている者であること。
- ② 基本的領域診療科の専門医または同等の経歴を有すること。
- ③ 3年以上連続して本学会の会員であること。
- ④ 内分泌外科疾患の診療に従事している者であること。
- ⑤ 内分泌・甲状腺外科疾患に関する一定の診療実績および研究業績があること。
- ⑥ 地域性を考慮した本委員会の推薦があること。

## 第2節 暫定規則による専門医の認定の申請

### 第6条

暫定規則による専門医を申請する者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本各1通を、申請を行う年の8月31日までに必ず到着するように、資格認定委員会に提出する。ただし、令和2年度は社会情勢により流動的とする。

- ① 暫定規則による本学会専門医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 基本的領域診療科の専門医認定書(写)あるいは同等の経歴であることを説明する文書
- ⑤ 研究業績目録
- ⑥ 診療実績
- ⑦ 申請手数料の振込み証明(写)

### 第7条

1. 暫定規則による専門医の認定を申請する者は、申請書類とともに申請手数料として、1万円を納付しなければならない。
2. 既納の申請手数料は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

## 第4章 暫定規則による専門医の審査および認定

### 第8条

1. 資格認定委員会は第6条に定めた申請期日までに提出された申請書類につい

て不備のないことを確認し、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から 1 年間保管する。

2. 資格認定委員会は年 1 回、申請された専門医の資格について審査を行い、暫定規則による専門医として必要な条件を満足すると認められた者の氏名を専門医制度委員長に答申する。

## 第 9 条

暫定規則による専門医の認定業務は、申請が行われた年の 11 月 30 日までに完了しなければならない。ただし、令和 2 年度に限り 12 月 15 日までとする。

## 第 10 条

1. 理事長は、第 8 条第 2 項により答申され、専門医制度委員会が承認した者に対して、理事会の議を経て、専門医認定証を交付する。

2. 専門医認定証の有効期限は、交付の日から 2 年とする。

## 第 11 条

1. 専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、4 万円を納付しなければならない。

2. 既納の認定料は、いかなる理由があってもこれを返却しない。

## 第 5 章 専門医の資格更新

### 第 12 条 [更新資格]

1. 専門医は、専門医認定証の有効期限を迎えた時は、資格の更新を行うことができる。暫定規則の更新以降は本則の更新条件が適応される。

2. 更新には、次の各号に定めるすべての要件をみたさねばならない。

1. 日本国の医師免許証を有すること。
2. 本学会専門医であること。
3. 専門医取得後、継続して本学会会員であること。
4. 別に定める研究業績を有すること。
5. 別に定める研修実績を有すること。
6. 別に定める診療実績を有すること。

### 第 13 条 [更新方法]

専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類の正本 1 通および副本 1 通を資

格認定委員会に提出し、別に定める手数料を納付する。(施行細則第5 条)

- ① 専門医更新認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 専門医認定証(写)
- ④ 研究実績一覧表
- ⑤ 研修実績一覧表
- ⑥ 診療実績一覧表

#### **第14条[審査]**

専門医更新資格は、資格認定小委員会が毎年1 回申請書類および専門医試験により申請者の専門医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

## **第 6 章 暫定規則による指導医の認定**

### **第 1 節 暫定規則による指導医を申請する者の資格**

#### **第 15 条**

暫定規則による指導医の認定を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

- ① 内分泌外科専門医または同等の経歴を有すること。
- ② 3 年以上連続して本学会の会員であること。
- ③ 内分泌外科疾患の診療に従事している者であること。
- ④ 内分泌・甲状腺外科疾患に関する一定の診療実績および研究業績があること。
- ⑤ 本委員会の推薦があること。

### **第 2 節 暫定規則による指導医の認定の申請と認定**

#### **第 16 条**

暫定規則による指導医を申請する者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本各 1 通を、申請を行う年の 8 月 31 日までに必ず到着するように、資格認定委員会に提出する。ただし、令和 2 年度は社会情勢により流動的とする。

- ① 暫定規則による本学会指導医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 内分泌外科専門医認定証あるいは暫定専門医認定証(写)
- ⑤ 研究業績目録
- ⑥ 診療実績

### **第17条[審査]**

指導医資格は、資格認定小委員会が毎年 1 回申請書類および専門医により申請者の専門医としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。

## **第 7 章 施設認定**

### **第18条[申請資格]**

認定施設は、原則として次の各号に定めるすべての要件を満たさねばならない。

- ① 大学病院、一般病院または内分泌外科を主な対象とする専門施設。
- ② 専門医もしくは暫定専門医(取得予定を含む)が 1 名以上常勤していること。
- ③ 十分な指導体制がとられていること。
- ④ 当該認定施設において内分泌外科疾患の十分な修練が可能であること。
- ⑤ カリキュラムを満たすに必要な内分泌外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。
- ⑥ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。
- ⑦ 地域性を考慮した本委員会の推薦があること。

### **第19条[関連施設の資格]**

関連施設の長は、次の各号に定めるすべての資格を満たす施設を関連施設として申請することができる。

- ① カリキュラムを満たすに必要な内分泌外科症例の手術が別に定める件数以上行われていること。
- ② 本学会会員が 1 名以上常勤していること。
- ③ 必要に応じて専門医による十分な指導体制がとられていること。
- ④ 諸施設の完備、教育行事の開催がなされていること。
- ⑤ 地域性を考慮した本委員会の推薦があること。

### **第20条[認定施設の申請]**

認定施設としての登録を申請する施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本1 通および副本1 通を施設認定小委員会に提出し、認定料(1万円)を納付する。

- ① 認定施設認定申請書
- ② 施設内容説明書
- ③ 常勤の専門医の履歴書および勤務証明書
- ④ 症例報告書

### **第21条[関連施設の申請]**

関連施設としての登録を申請する施設の長は、次の各号に定める申請書類の正本1通および副本1通を施設認定小委員会に提出し、認定料(1万円)を納付する。

- ① 関連施設認定申請書
- ② 施設内容説明書(関連する認定施設の記載、その施設の専門医の署名を要する)
- ③ 常勤の本学会員の履歴書および勤務証明書
- ④ 症例報告書

### **第22条[認定施設の審査]**

1. 認定施設資格は、施設認定小委員会が毎年1回、申請書類によって認定施設(関連施設を含む)としての適否を審査し、その結果により専門医制度委員会が判定する。
2. 施設認定小委員会は、申請された施設の実地調査を行うことができる。

### **第23条[施設認定証の交付]**

1. 理事長は専門医制度委員会が認定施設として認めた施設(関連施設を含む)に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。
2. 施設認定証の有効期限は2年とする。

### **第24条[施設認定の更新]**

認定施設(関連施設を含む)の更新を申請する施設の長は、第16条または第17条の各号に定める申請書類の正本1通および副本1通を施設認定小委員会に提出し、別に定める認定料を納付する。

### **第25条[資格喪失]**

認定施設、関連施設は次の理由により専門医制度委員会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。

- ① 認定施設の資格を辞退したとき
- ② 専門医(認定施設)、学会会員(関連施設)が退職などで不在となったとき
- ③ 申請書の嘘偽
- ④ その他、施設認定委員会が不相当と認めたとき

## **第 8 章 規則の変更**

### **第 26 条**

この規則の変更は、専門医制度委員会ならびに理事会の議を経て行うことができる。

## **第 9 章 補足**

### **第 27 条**

この規則を施行するために必要な細則は、別に定める。

# 一般社団法人日本内分泌外科学会専門医制度地域暫定規則施行細則

## 第1章 総則

### 第1条

一般社団法人日本内分泌外科学会専門医制度規則の地域暫定資格認定の施行にあたり、規則に定められた以外の事項については施行細則の規定に従うものとする。専門医の名称は地域暫定専門医とする。

### 第2条

この細則は暫定規則による専門医の認定を行う場合において適用する。

## 第2章 委員会

### 第3条

1. 専門医制度委員会は規則第3条を遂行するために、以下の業務を管掌する。

- ①申請資格の設定と公示
- ②申請資格および認定審査に必要な調査
- ③申請資格の審査
- ④認定審査
- ⑤その他、本制度の資格認定業務に必要な事項

### 第4条

専門医制度委員会は毎年、次の年度の専門医認定の具体的業務に関する要綱を決定し、学会機関誌などによって会員に公告する。

## 第3章 暫定規則による専門医の選定

### 第1節 暫定規則による専門医を申請する者の資格

#### 第5条

暫定規則による専門医の選定を申請する者は、次の各号の資格をすべて満足するものであることを要する。

- ①平成21年までに日本国の医師免許を取得し、かつ、医師としての人格および見識を備えている者であること。
- ②基本的領域診療科の認定医、専門医または同等の経歴を有すること。
- ③3年以上連続して本学会の会員であること。



- ④ 内分泌外科疾患の診療に従事している者であること。
- ⑤ 内分泌外科疾患に関する一定の診療実績および研究業績があること。
- ⑥ 本委員会の推薦があること

診療実績は医師免許取得後に従事した手術症例数を申請条件とする。

- ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計 100 例以上(甲状腺癌による音声改善手術、声帯外方移動術などは30 例未満であればこれに含めることができる)
- ② 副甲状腺、副腎疾患合計 60 例以上
- ③ 副甲状腺疾患のみ 50 例以上
- ④ 副腎のみ 20 例以上

ただし、いずれかの診療実績を 2/3 以上は満たしている場合にも申請条件とし、その場合には面接試験等を追加することとする。

研究業績・研修実績は本則施行細則第7条、第8条に準ずるものとし、研究および研修業績は合計 38 点以上とする。

## 第 2 節 暫定規則による専門医の認定の申請

### 第 6 条

暫定規則による専門医の申請をする者は、次の各号に定める申請書類の正本および副本各 1 通を、申請を行う年の 8 月 31 日までに必ず到着するように、資格認定委員会に提出する。ただし、令和 2 年度は社会情勢により流動的とする。

- ① 暫定規則による本学会専門医認定申請書
- ② 履歴書
- ③ 日本国の医師免許証(写)
- ④ 基本的領域診療科の専門医認定証(写)あるいは同等の経歴であることを説明する文書
- ⑤ 研究業績目録(指定の用紙に証明できるそれぞれのコピーを貼付する)
- ⑥ 研修業績目録(同上)
- ⑦ 診療実績一覧表
- ⑧ 申請手数料の振込み証明(写)

## 第 4 章 専門医更新資格

### 第 7条[専門医更新]

1 暫定専門医は2年後に更新するものとする。更新後は正規規則による専門医制度

に則り、5年毎の更新となる。

2 暫定専門医更新は2年間、猶予することができるが、それ以上の遅延は認めない。

3 以下のいずれかを満たすものとする。

- ① 診療実績が本細則第9条、研究業績と研修実績が本細則第8条のいずれも満たす場合。
- ② 診療実績を満たさないが、研究業績と研修実績が満たす場合。
- ③ 診療実績を満たすが、研究業績と研修実績が満たさない場合。

#### **第8条[専門医更新のための研究・研修業績]**

専門医更新に必要な研究業績は、直近5年間に研究業績点数表(本則施行細則付表1)に基づき38点以上とする。ただし日本内分泌外科学会総会、学術大会への参加、両学会セミナー参加によるものが5点以上を必要とする。また外科専門医を基盤としているものは、日本外科学会定期学術集会に1回以上参加していることを必須とする。

#### **第9条[専門医更新の診療実績]**

1 専門医更新申請者は、直近5年間に、術者、指導者または助手として、次の各号に定められた診療実績のいずれかを有していなければならない。

- ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計 50 例以上(甲状腺癌による音声改善手術、声帯外方移動術などは15 例未満であればこれに含めることができる)
- ② 副甲状腺、副腎疾患合計 30 例以上
- ③ 副甲状腺疾患のみ 25 例以上
- ④ 副腎のみ 10 例

なお外科専門医を基盤としている内分泌外科専門医更新者は上記のいずれかを満たし、かつ、他の外科領域疾患を含めた術者、指導者または助手としての経験症例数の合計数100 例以上を更新の診療経験の条件とする。

### **第5章 指導医の申請**

指導医申請には、細則第7条の専門医更新に必要な業績以外に研究業績において内分泌外科領域に関する筆頭論文を1篇必要とする。細則第7条を満たし、筆頭論文であれば、専門医更新申請に用いた研究業績と重複できる。

#### **第10条[指導医の有効期限]**

1. 指導医の有効期間は専門医の有効期限と同じとする。

## 第6章 施設認定の申請・更新

### 第11条[診療実績:申請]

1 本学会認定施設(関連施設も含む)は、申請直近の5年間に次に定められた手術実績のいずれかを有していなければならない。

- ① 甲状腺、副甲状腺疾患合計100例以上
- ② 副腎、副甲状腺疾患合計60例以上
- ③ 副甲状腺疾患のみ50例以上
- ④ 副腎のみ20例以上

2 ただし、申請前年1年間に以下のいずれかの手術実績を有している場合も申請できる。

また、年間手術数が以下の実績を有してなくとも、地域の基幹病院であり、その地方の専門医制度委員が責任を持って指導することを条件に地域暫定関連施設として申請できる。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を20例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患12例以上
- ③ 副甲状腺のみ10例以上
- ④ 副腎のみ4例以上

### 第12条[診療実績:更新]

認定施設、関連施設の更新は、申請前年または前々年に次に定められた手術実績の何れかを有していなければならない(地域暫定関連施設においては適宜判断とする)。

- ① 甲状腺および副甲状腺疾患を20例以上
- ② 副甲状腺および副腎疾患12例以上
- ③ 副甲状腺のみ10例以上
- ④ 副腎のみ4例以上

### 第13条[症例報告書]

認定施設、関連施設の申請に際して提出する症例報告書は、申請前年1年間の甲状腺および副甲状腺疾患を20例以上、または②副甲状腺および副腎疾患12例以上または③副甲状腺のみ10例以上、④副腎のみ4例以上のうち、いずれかひとつについて記載する。申請前年1年間に第12条2に定める手術実績がない場合は、第12条1に定める申請直近の5年間の手術実績の症例報告書を記載する。認定施

設、関連施設の更新の申請に際して提出する症例報告書は、申請前年または申請前々年一年間の①甲状腺および副甲状腺疾患を20 例以上、または②副甲状腺および副腎疾患12 例以上または③副甲状腺のみ10 例以上、④副腎のみ4 例以上のうち、いずれかひとつについて記載する。

#### **第14条[施設認定の期日]**

認定施設としての登録あるいは更新を申請する診療施設(関連施設を含む)の長は、審査を受けようとする年の8 月31 日までに必ず到着するように、申請書類を提出しなければならない

#### **第15条[申請料および認定料]**

1. 施設認定または関連施設の新規登録を申請する施設は申請料として、1万円を納付しなければならない。また、施設認定または関連施設が認定された施設は 認定料として、1 万円を納付しなければならない。
2. 施設認定または関連施設の更新登録を申請する施設は申請料として、1万円を納付しなければならない。また、施設認定または関連施設の更新が認定された 施設は認定料として、1 万円を納付しなければならない。
3. 既納の申請料および認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

## **第7章 細則の変更**

### **第16条**

この施行細則の変更は、専門医制度委員会、理事会の議を経て行うことができる。

附則:本細則は令和2年10月1日に発効する。

修正・変更日

2020/12/19 第3章第1節第5条の一部変更